

**安芸高田市葬斎場
指定管理者募集要項**

**2025 年 7 月
安 芸 高 田 市
市民部社会環境課**

安芸高田市葬斎場指定管理者募集要項

安芸高田市葬斎場の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項及び安芸高田市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年安芸高田市条例第 13 号。以下「手続条例」という。）第 2 条の規定により施設の管理に関する業務を行う指定管理者の募集を行います。

1 施設の概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 施設の名称 | 安芸高田市葬斎場 |
| (2) 施設の所在地 | 安芸高田市吉田町多治比 2914 番地 2 |
| (3) 施設の設置目的 | 市民の公衆衛生の向上と福祉の増進を図るため |
| (4) 施設の内容 | 火葬炉 5 基（人体炉 3 基、その他炉 1 基、動物炉 1 基）、炉前お別れ室 3 室、霊安室、待合個室 2 室、待合ホール、告別式場、遺族控え室、駐車場、外溝等 |
| (5) 建物の構造 | 鉄筋コンクリート造小屋組一部木造 2 階建 |
| (6) 設備・備品 | 祭壇一式 |
| (7) その他 | 詳細は、別紙「安芸高田市葬斎場施設施設平面図」を参照のこと。 |

2 申請の資格

安芸高田市葬斎場の指定管理者に係る申請等を行う者は、次の資格等を有すること。

(1) 法人等の団体であること（法人格の有無は問わない。）

ア 令和 7・8 年度安芸高田市物品の製造・販売及び役務の提供等業務競争入札参加資格者として、業務の種類が役務の提供のその他火葬業務に認定されている法人であること。

イ 複数企業による共同企業体又は連合体（コンソーシアム）での応募も可。ただし、上記アの資格を有している者のみとし、単体企業としての重複参加はできない。また、共同企業体又は連合体の構成員が他の連合体の構成員としての重複参加もできない。連合体の場合は、代表者を決め、構成員、責任の所在等が明確になるような協定の提出を求める。

(2) 法人等又はその代表者が次に該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により安芸高田市における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 本市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）及びその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体

キ 市県民税、消費税及び地方消費税を滞納している者

(3) 法人等の団体の人員の数、資産の額その他の経営の規模及び能力があること。

(4) 安芸高田市葬斎場を管理するに当たって、管理に通常必要とされる次のような資格、免許等を有し、又は外部委託等により資格者が確保できること。

なお、施設、設備等の状況により必要としない場合は、この限りでない。

ア 安芸高田市葬斎場を管理するために、通常必要とされる次のような資格、免許等を有しているか、管理運営するまでに取得することが確実、又は外部委託等により資格者が確保できること。

イ 甲種防火管理者資格

ウ 危険物乙種第4類の取扱い資格以上

エ 一般貨物自動車運送事業経営許可（霊柩車運行業務）

オ 普通自動車第二種免許保持者（霊柩車運行業務）

3 スケジュール等

(1) 募集要項等の配布

ア 配布期間 2025年7月18日（金）～2025年8月29日（金）

イ 配布場所 安芸高田市ホームページ
<https://www.akitakata.jp/ja/>

(2) 施設説明会 2025年7月31日（木）午前9時

安芸高田市吉田町多治比 2914 番地 2

安芸高田市葬斎場

申込期限：2025年7月30日（水）午後4時

※説明会の参加希望者は、本要項 12 の問い合わせ先へ団体名及び参加希望者名を電話等で申し出ること。

(3) 申請に関する質問

質問等は、原則として文書で行うこと（別紙 1 参照）。ただし、軽微な質問については口頭で回答することがある。

ア 受付期間 2025年8月1日（金）～2025年8月15日（金）

イ 質問方法 電子メールによる shakaikankyo@city.akitakata.jp
*送信したことを電話連絡すること

ウ 回答方法 原則として、電子メールにより速やかに回答する

エ 回答期限 2025年8月22日（金）

(4) 申請書類の提出

ア 受付期間 2025年7月18日（金）～2025年9月17日（水）

イ 受付時間 午前9時から午後5時まで

ウ 受付場所 安芸高田市吉田町吉田 791 番地
安芸高田市 市民部 社会環境課

エ 提出方法 受付場所に持参又は郵送することとし、郵送の場合は書留郵便により 2025年9月17日（水）午後5時必着とする。
なお、提出後は、軽微な変更を除き、記入内容を変更することはできない。

オ その他 申請内容の確認のため、場合によっては9月22日（月）にヒアリングを実施することがある。実施する場合は、9月18日（木）17時までに対象となる候補者へ連絡する。

(5) 指定管理者の候補者を選定するための審査

指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、本要項 5 の審査基準等に基づき申請の内容を総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定する。

(6) 選定結果の通知等

選定結果は、2025年10月10日（金）を目途に文書で申請者に通知する。

なお、正式に指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故等があるときは、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがある。

(7) 選定結果の公開

選定委員会の審査結果は、申請者の名称、得点等とともに募集と同じ方法により公開する。

(8) 選定審査対象外

次に該当した場合は、審査の対象から除外する。

- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
- イ 本要項に違反し、又は著しく逸脱した場合
- ウ 提出期限までに必要な書類が揃わなかった場合
- エ その他不正な行為があった場合

4 申請の際に提出する書類の内容

次の(1)から(3)までの書類を正本1部、副本1部提出すること。

(1) **指定申請書**（安芸高田市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年安芸高田市規則第15号。以下「手続規則」という。）・**様式第1号**）

(2) **事業計画書（要項・様式第2号）**

事業計画書には、次の事項を列記すること。

- ア 安芸高田市葬斎場の管理運営に係る基本方針
- イ 指定予定期間内の年度ごとの業務の実施計画
- ウ 指定予定期間内の年度ごと及び全体の収支計画
- エ 管理運営体制（組織の体制、人員の体制、雇用計画等）
- オ 利用者の利便性向上など、施設の効用発揮のための独自の施策事業など

(3) **添付書類**（手続規則第3条第2項）

- ア 定款、規約その他これらに準ずるもの
- イ 法人等であることを証する書類（法人にあっては、当該法人の登記簿謄本）
- ウ 2024年度（又は直近の決算年度）の申請者に関する事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録その他経営の状況を明らかにする書類
- エ 2024年度（又は直近の事業年度）の申請者に関する事業計画書及び収支予算書
- オ 法人等又はその代表者が申請資格を持たない者に該当しないこと（本要項2(2)参照）を明らかにする書類（**要項・様式第3号**）

※場合によっては法人等の主要構成員に係る住民票又は住民票記載事項証明書の提出を求めることがある。

- カ 市県民税（法人市民税納付書の写し、法人市民税課税台帳記載事項証明書など）、消費税及び地方消費税の納税を証する書類
- キ 拠点施設と同種又は類似の施設の管理運営実績があるときは、それを明らかにする書類（**要項・様式第4号**）

5 審査基準等

指定管理者の候補者の選定は、手続条例第4条に規定する次の基準に基づき、総合点数方式により採点の上、指定管理者候補者を選定する。

なお、審査基準ごとの配点は、次のとおりとする。

〈安芸高田市葬斎場指定管理者候補者評価表〉

審査基準	審査の項目	審査内容	配点
(1) 平等利用の確保	利用者の平等利用の確保	正当な理由がなく、施設の利用を拒んだり、その利用について不当な差別的な取り扱いをしていないか	確保できない場合は選定の対象外
(2) 施設の効用を最大限に発揮	設置目的に沿った事業内容	管理運営に関する基本方針は、施設が備える独自の性格、役割及び業務内容、地域性等を十分認識しているか	5

		利用者の調整、関係団体との調整が、図られているか。	5
	利用者に対するサービスの向上	利用者の心情に配慮し、きめ細かいサービスに向けた取り組みが計画されているか	5
		利便性の向上が図られているか	5
		トラブル防止や苦情等の対処方法が図られているか	5
	・利用促進、利用者増への取り組み	事業計画の内容に反映されているか	5
	・施設管理の取り組み	外部委託業務の範囲、委託理由、委託先が明確に記されているか	5
	・事業計画書に記載された内容の実現性	建物・設備保守管理業務内容を十分理解し、適正な維持管理の計画、予防的補修等の計画であるか	5
小計			40
(3)管理に係る経費の縮減	申請者からの提案額（A）と最低提案額（B）により評価 [計算式] 申請者の点数＝10×（B）／（A） （少数第2位以下を四捨五入）		10
小計			10
(4)事業計画に沿った管理を安定して行う人的及び物的能力	申請者の実績	類似施設や関連業務の管理運営実績があるなど、必要な管理能力を期待できるか	5
		円滑な事業執行が期待できるか	5
	人的能力	責任体制（責任の所在、責任者常駐の有無）が整っているか	5
		執行体制（経理、研修、苦情処理、安全管理）が整っているか	
		職員の配置数が示されているか（正規職員・パート職員）	5
		有資格者、経験者の配置状況が示されているか	
	物的能力	収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料、還元となっているか	5
	申請者の安定性、信頼性	申請者の財務状況が施設を管理運営するうえで、十分なものか	5
		関係団体、地元地域との連携について、積極的な具体策があるか	5
		不測の事態への対応（保険、協力団体等の有無）が計画されているか	
		緊急時における業務対応方針が明確にされているか	5
	申請者の取り組み姿勢	施設の目的及び公共性に対する理解について、整理されているか	5
	事業計画書に記載された内容の実現性	収支計画は事業計画との整合性が図られており、実現可能性はあるか	5
小計			50
合計			100

6 業務の範囲及び具体的内容

安芸高田市葬斎場は、その施設及び附属設備を施設使用申請者の利用に供することを業務とし、指定管理者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

(1) 施設の管理運営業務

- ア 受付対応及び使用料徴収・収納業務
- イ 式場貸出業務
- ウ 霊柩車運行業務
- エ 火葬業務
- オ 火葬炉運転業務
- カ 収骨業務
- キ 待合関連業務
- ク 霊安室業務
- ケ その他

(2) 施設等の維持管理に関する業務(別紙 2 参照)

- ア 建物保守管理業務
- イ 建物設備保守管理業務
- ウ 備品等管理業務
- エ 外構維持管理業務
- オ 清掃業務
- カ 環境衛生管理業務
- キ 残骨灰の管理および処分業務
- ク 保安警備業務
- ケ 火葬炉保守管理業務

(3) その他利用者の利便性を向上させるために必要な業務

- ア 関係団体との連携を円滑に行うため、情報交換や業務の調整を図る運営協議会等の設置及び運営業務
- イ 利用者の意見や要望を把握し、運営に反映するためのアンケート実施業務
(事業評価を行い市へ報告すること。)

7 管理の基準

(1) 開場時間及び休場日

開場時間及び休場日は次のとおりとするが、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、変更することができる(設置管理条例第 5 条、第 6 条)。

- ア 開場時間 午前 9 時から午後 5 時まで(通夜のある時はこの限りでない)
- イ 休 場 日 1 月 1 日

(2) 使用許可の制限

設置管理条例第 7 条第 3 項に定める場合は、施設を使用させてはならない。

(3) 使用許可の取消し等

設置管理条例第 10 条に定める場合には、施設使用の方法を制限し、使用の停止をすることができる。

(4) 使用の制限

設置管理条例第 11 条に定める場合には、入場を拒否し、又は退去を命じることができる。

(5) 原状回復義務

設置管理条例第 13 条に定める利用者による原状回復の検査を行うこと。

(6) 物品の管理

市の所有する物品・備品等については、安芸高田市財務規則(平成 16 年安芸高田市規則第 39 号)及び「業務仕様書」に基づき適正に管理すること。

(7) 安芸高田市行政手続条例(平成 16 年安芸高田市条例第 12 号)の適用

指定管理者は、安芸高田市行政手続条例第 2 条第 3 号に規定する行政庁に該当するため、使用許可等は同条例の規定に基づいて行うこと。

(8) 安芸高田市個人情報保護条例（平成 16 年安芸高田市条例第 15 号）の適用

指定管理者は、安芸高田市個人情報保護条例の適用を受け、施設の管理を行うに当たって保有する個人情報の取扱いに関しては、市と同等の責務（収集の制限、適正管理、利用及び提供の制限等）を負う。

(9) 情報公開に関する事項

指定管理者は、安芸高田市情報公開条例（平成 16 年安芸高田市条例第 14 号）の趣旨を尊重し、施設利用サービス向上のための情報公開を積極的に推進すること。

また、指定管理者は、指定後に市と締結する協定に基づき、市から管理業務に関する文書等の提出の要求等があった場合には、これに応じる義務がある。

(10) 事業報告・業務報告に関する事項

指定管理者は、手続条例第 8 条又は第 9 条の規定によって、各年度終了後又は必要に応じ、事業報告書を作成し、市長に提出すること。

(11) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

市長は、手続条例第 11 条の規定によって、指定管理者による施設の管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定の取消し又は管理業務の停止を命じることがある。

(12) 責任分担に関する事項

責任分担の詳細については、協定を締結する際に定めるが、市の基本方針は本要項 11(6)のとおりとする。

(13) その他

指定管理者は、正当な理由がない限り、市民が安芸高田市葬斎場を利用することを拒んではならない（法第 244 条第 2 項）。

また、指定管理者は、安芸高田市葬斎場の管理業務を行うに当たっては、不当な差別的取り扱いをしてはならない（法第 244 条第 3 項）。

8 市が支払う委託料の額

指定期間中の管理費用等として、市が負担する年間委託料の額は、54,679 千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。この金額を超える提案があった場合には失格となるので注意すること。

各年度の委託料の額は、事業実施内容等により増減があるため、各年度の予算の範囲内で、市と指定管理者の間で協議し、毎年度「年度別協定」において定めることとする。

9 指定期間

今回指定を行う安芸高田市葬斎場の管理を行う期間は、2026 年 4 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日までとする。

10 協定

指定管理者の候補者として選定された後、市議会の指定管理者指定の議決を経て、指定管理者に指定された後、管理に係る細目的事項、市が支払うべき管理費用の額等を定めた協定を締結する。

また、この協定締結においては、指定期間を通じての基本的な事項を定めるため「包括協定」と「年度別協定」を締結することとする。

(1) 包括協定の内容

- ア 指定期間
- イ 業務に関する基本的な事項
- ウ 市が支払うべき管理費用に関する基本的な事項
- エ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- オ 事業報告・業務報告に関する事項

- カ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- キ 物品の取扱いに関する事項
- ク リスクの管理・責任分担に関する事項
- ケ その他

(2) 年度別協定

- ア 当該年度の業務内容に関すること。
- イ 当該年度に市が支払うべき管理費用に関する事項
- ウ その他

11 その他

(1) 申請費用

申請に要する費用は、申請者の負担とする。

(2) 著作権の帰属

事業計画書の著作権は、申請者に帰属する。ただし、市は、指定管理者の決定の公表等で必要な場合は、事業計画書の内容を無償で使用できるものとする。

なお、提出された書類や資料は返却しない。

(3) 協定締結前の取扱い

指定管理者の候補者が、協定の締結までに次の事項に該当するに至ったときは、その選定を取り消し、協定を締結しないことがある。

- ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき。
- イ 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(4) 業務遂行の準備

指定管理者の候補者は、自己の責任及び負担において、2026年4月1日から円滑に拠点施設の管理運営に係る業務を遂行できるように人的及び物的体制を整えなければならない。

(5) 納税義務

指定管理者は、消費税、法人税、法人事業税、事業所税等の納税義務を負う場合があるので、納税に関することは、管轄の税務署等の関係機関に確認すること。

(6) 責任分担

市と指定管理者の責任分担は次のとおりとし、詳細は協定書で定める。

項 目	指定管理者	市	備 考
ア 施設等の維持管理	○		
イ 施設内機械設備の維持管理	○		
ウ 施設内備品の維持管理	○		
エ 使用料の徴収・収納	○	○	
オ 施設等の利用許可等		○	
カ 施設等の修繕（小規模）	○		年間 40 万円の 炉を除く修繕 費を計上し、 修繕費の年間 の実績額が 40 万円に満たな いときは、そ の差額を市に 返還するもの

			とする。
キ 事故・火災等による施設及び施設備品の修繕	○	○	
ク 使用者の被災	○	○	
ケ 大規模修繕		○	40 万円以上
コ 施設等に係る各種保険加入等		○	建物に係る火災保険
サ 利用者等に係る保険の加入	○		・ 自賠責保険 ・ 自動車任意保険 ・ 施設管理に係る賠償責任保険等
シ 包括的管理責任		○	

(7) 出納監査

事業報告のうち、出納事務に関しては、市監査委員による監査対象になる。

12 申請書提出先（問い合わせ先）

安芸高田市 市民部社会環境課
〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田 791 番地
電 話 (0826) 42-1126
F A X (0826) 47-1206
E - mail shakaikankyo@city.akitakata.jp

年 月 日

質 問 票
(安芸高田市葬斎場)

申請団体名

代表者氏名

担当者氏名

(電 話

(F A X

(メールアドレス

印

)

)

)

質問事項	具体的な内容

別紙 2

安芸高田市葬斎場の維持・管理の仕様

安芸高田市葬斎場の施設及び附属設備に係る維持・管理業務は、次のとおり行うこととする。

区分	業務種別	業務内容、対象物	頻度（標準）	備考
施設管理業務	外観点検	仕上材における浮き・ひび割れ・はがれ、カビの発生等の状況を確認	月 1 回以上	
	消防設備保守点検	消防法第 8 条の規定に基づく定期点検 自動火災報知設備／誘導灯設備、非常放送用設備、防火排煙装置の外観点検・機能点検	年 2 回 機器点検年 1 回 総合点検年 1 回	
	自家用電気工作物保安管理	自家用電気工作物の保守点検	月 1 回	
		自家用電気工作物の保守点検（融雪設備）	使用時 2 ヶ月 1 回 未使用時 3 ヶ月 1 回	現在中止中
	空調設備保守点検等	空調機器、全熱交換ユニット保守点検	年 2 回 フロン点検 2026 年予定	
	電灯設備点検	電灯、照明設備等の点検交換	随時	
	発電機保守点検	非常用自家発電機保守点検	年 1 回	
	ろ過機器・滅菌装置	滅菌装置・ろ過機点検調整	年 4 回	
	ポンプ点検	給水ポンプ	年 1 回	
	受水槽清掃点検	受水槽清掃・水質検査	年 1 回	
	井水槽・雨水槽点検	残留塩素点検（2 ヵ所）	年 1 回	
	危険物施設定期点検	地下タンク定期検査	2025 年実施済 2027 年から毎年	
	浄化槽保守 管理	浄化槽 11 条検査	年 1 回	
		保守管理 合併浄化槽 60 人槽	月 1 回	
		汚泥引抜清掃	年 1 回	
備品等の維持管理	備品の維持管理	備品管理簿の管理 備品の維持管理	随時	
	消耗品の管理等	消耗品の購入・管理・補給・交換等	随時	
植栽の維持管理	植え込みの剪定作業	植え込みの剪定作業	年 2 回	
	除草作業	樹木周辺・植え込み・芝生における除草作業	年 6 回	
	その他	その他の植栽の維持管理	随時	
清掃作業等	施設内定期清掃	床面掃除機がけ	随時	
		床面ワックスがけ	年 4 回	
		ガラス磨きあげ	年 4 回	
		トイレの清掃	日 1 回	
		玄関の清掃	日 1 回	
		その他施設内外の清掃	随時	
環境衛生管理業務	駆除・清掃作業	害虫等の駆除・排水施設清掃	随時	
保安警備業務	施設保安警備	機械、人的警備による犯罪予防	毎日、通夜時等	
その他	排ガス測定	ダイオキシン測定分析	年 1 回	
	火葬炉設備管理	火葬炉保守点検	年 1 回	

様式第1号（手続規則第3条）

指 定 申 請 書

年 月 日

安芸高田市長 様

申請者
所在地
団体名
代表者氏名
連絡先（電話）

㊞

安芸高田市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定による指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

申請施設名称

添付書類

- 1 管理を行う施設の事業計画書
- 2 定款、規約その他これらに類する書類
- 3 法人にあつては、当該法人の記載事項証明
- 4 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支報告書及び事業報告書
- 5 当該指定を申請する施設の管理に関する業務の収支予算書
- 6 その他市長が必要と認める書類

様式第2号

安芸高田市葬斎場事業計画書

1 団体の概要

団 体 名		所 在 地	
代 表 者 名		設 立 年 月 日	年 月 日
資 本 金 (基本財産)		従 業 員 数	
電 話 番 号		F A X 番 号	
担当組織名		メールアドレス	
		担 当 者 氏 名	
事 業 内 容			

2 管理運営に関する基本方針

(1) 安芸高田市葬斎場の管理運営を行うに当たっての基本方針（安芸高田市葬斎場の設置目的である市民の公衆衛生の向上と福祉の増進を図ることについて施設運営を行う上での基本的な考え方を記載してください。）

(2) 利用者の平等利用の確保について

(3) 施設の効用の発揮について

(4) 利用者の心情に配慮したサービスの取組について

3 業務の実施計画

管理運営の実施計画（各項目について年度ごと）に記載すること。

(1) 利用者に対するサービス向上の取り組み

利用者からの要望や苦情等への対応、緊急時の対応、個人情報保護に関する取り組みなど

(2) 施設の維持管理及び修繕の取り組み（警備、清掃、設備機器保守等の維持管理業務の具体的な場所、頻度等を示した実施計画）

(3) 管理に係る経費の縮減に向けた取り組み

(4) その他(情報公開施策の取り組みなど)

4 施設管理運営に係る収支計画書

(単位：千円)

区 分			1 年目	2年目	3年目	4年目	5年目	合 計	備考		
			2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度				
収入	市委託料										
	その他										
	計										
支出	人件費	役職員									
		一般職員									
		臨時職員									
		その他									
		小 計									
	管理費	需用費	光熱水費								
			小修繕費								
			その他								
		外部委託料	保守点検業務								
			清掃業務								
			保安警備業務								
			衛生管理業務								
			その他								
		小 計									
		事務費	旅費								
	役務費（通信費等）										
	使用貸借料・賃貸料										
	備品購入費										
	公課費		消費税等								
			その他								
	その他		負担金								
	小 計										
	計										
	収支差引										

※火葬数は550体/年、その他炉及び動物炉は175件/年で計算ください。

※電気代は10,000,000円/年、火葬に使用する灯油代は人体500 /体、動物350 /匹・120円/ℓ で計算してください。

5 管理運営体制

(1) 組織図

適正な管理運営を行うための適切な人員配置、責任分担を考慮の上、記載してください。
(別紙添付も可)

(2) 職員・勤務体制（雇用関係、給与、勤務体制（勤務時間、休日設定など）、職務内容）

(3) 職員配置計画等

ア 責任体制（責任の所在、責任者の常駐の有無など）

イ 執行体制（経理・管理、研修、苦情処理、安全管理、職員ローテーションなどの充実度）

ウ 有資格者、経験者の配置状況

エ 外部委託

(ア) 業務の委託先等

業務の種類	委託人員	必要な資格等	委託先(予定)

(イ) 委託先選定方法等の考え方

6 安定した管理運営のための方策

(1) 人的・物的体制における緊急時の業務対応方針について

(2) 不測の事態への対応（保険、協力団体等の有無）が計画について

(3) 地域や関係団体との連携に係る具体策

(4) 財務状況、収支計画等

団体の財務状況や管理運営業務の収支計画の健全性を記載してください。

(5) 施設の目的及び公共性に対する理解について

様式第3号

年 月 日

安芸高田市長 様

申請者
所在地
団体名
代表者氏名
連絡先（電話）

⑩

安芸高田市葬斎場の指定管理者の指定申請に当たり、法人等又はその代表者等が次の事項に該当しないことを申し立てます。

- 1 法律行為を行う能力を有しない者
- 2 破産者で復権を得ない者
- 3 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により安芸高田市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- 4 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- 5 本市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 6 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及びその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
- 7 市県民税、消費税及び地方消費税を滞納している者

様式第4号

年 月 日

安芸高田市長 様

申請者
所在地
団体名
代表者氏名
連絡先（電話）
⑩

公の施設の管理運営実績に係る申立書

安芸高田市葬斎場指定管理者の指定申請に当たり、同種又は類似施設の管理運営実績については次のとおりです。

区 分	内 容
施 設 の 名 称	
所 在 地	
所 有 者	
管理運営業務の期間	
施 設 の 規 模	
管理運営業務の内容	
管 理 運 営 体 制	
収 支 状 況	
そ の 他	

添付資料

同種又は類似施設の管理運営実績があることを証する書類